

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項に基づき、徳島海区のうち南部海域における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月二十四日

徳島海区漁業調整委員会

会長

岡

本

彰

一 定義

この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。

二 採捕の制限

徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、三に掲げる者が採捕する場合であつて徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

三 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

四 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

五 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

六 承認の取消

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡し、又は販売してはならない。

八 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

九 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。